

**Win Center**

たましん  
事業支援センター

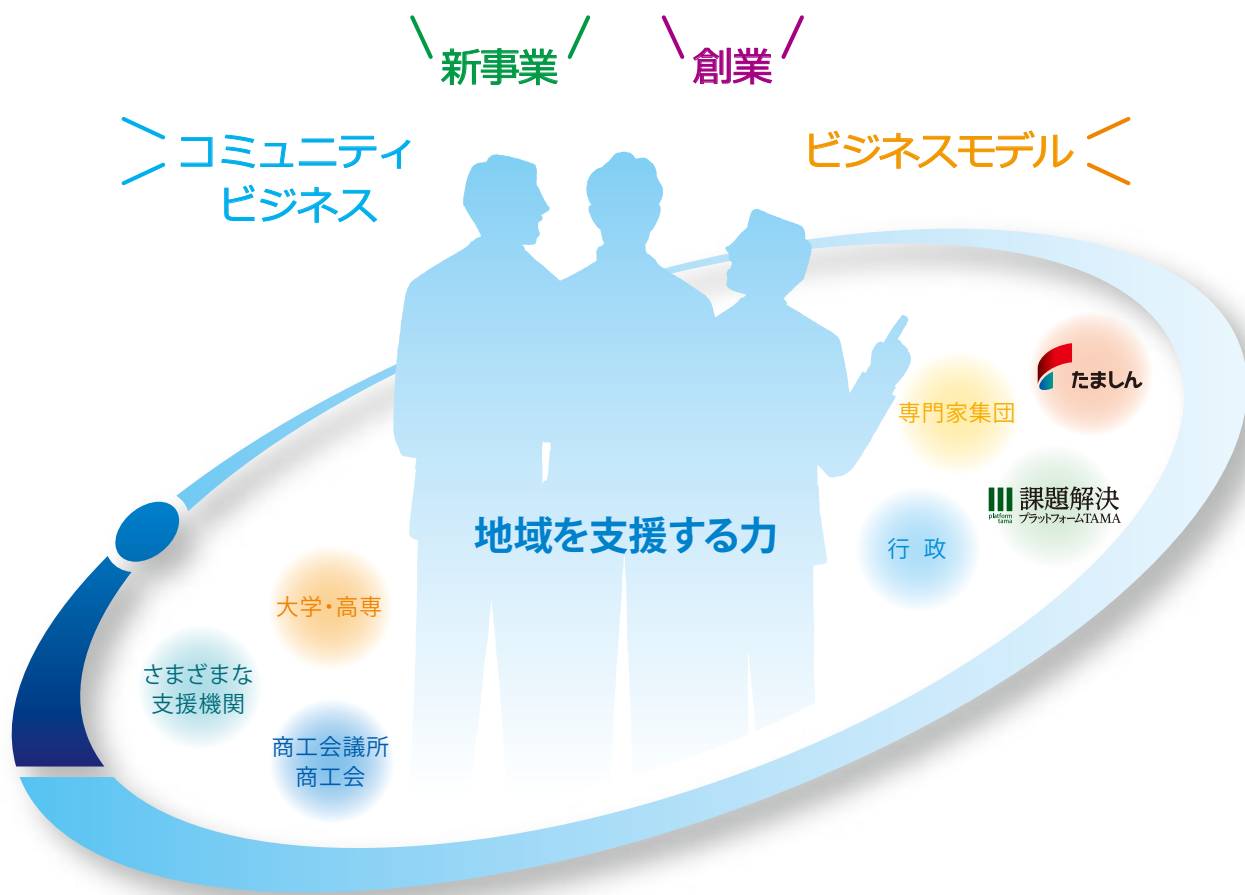
立川

**Win Plaza**

たましん  
事業支援プラザ

多摩センター

ここから  
新しいビジネスが生まれる



多摩のネットワークを活用して企業力・地域力アップ！



## セミナー・相談会

## ●各種セミナー

たましん主催によるセミナーのほかに、さまざまな支援機関との連携によるセミナーを開催いたします。

※一部、会員企業限定のセミナーもございます。

## ●相談会

## ■無料相談会(定例/予約制)

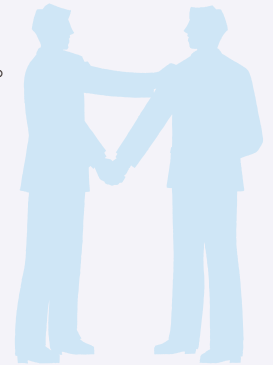
専門家による法律、経営・税務、創業・コミュニティビジネス相談会を定期的の実施いたします。

上記の無料相談会以外にも事業に関するさまざまな相談会を随時行っております。

各セミナーや相談会の詳細は、ホームページをご覧ください。

Winセンター : <https://www.tamashin.jp/win-center/index.html>

Winプラザ : <https://www.tamashin.jp/win-plaza/index.html>



## Winセンター施設のご案内(立川)

ラウンジ Win Lounge (約70m<sup>2</sup>)

セミナー会場 Win Lounge (約70m<sup>2</sup>)

会議室 RoomA・B・C (各約16m<sup>2</sup>)



## ●ラウンジ "Win Lounge"

- ・ビジネスの打合せ、集中して作業や思索をしたい時など、さまざまなビジネスシーンにご活用いただけるラウンジです。
- ・ラウンジについてはセミナー等が行われていない場合、開放しております。

## ●会議室 "Room A・Room B・Room C"

- ・それぞれ最大12席までの相談会、会議などにご利用いただけます。
- ・Room A・Room B・Room C全体を一部屋としてのご利用も可能。最大30席までの会議を開催することができます。

- ◆ Win Loungeと会議室全体を一部屋として(約136m<sup>2</sup>)、最大100席までのセミナーを開催することもできます。150インチ電動スクリーン・液晶プロジェクターもご利用いただけます。
- ◆ センター内は、公衆用無線Wi-Fi (au Wi SPOT、docomo Wi-Fi、ソフトバンクWi-Fiスポット、フレッツスポット) をご利用いただけます。

**Win Center** たましん 事業支援センター

立川駅北口  
徒歩4分

TEL 0120-778-265 FAX 042-526-7793

URL <https://www.tamashin.jp/win-center/index.html>

〒190-0012 立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル1F

◆ご利用時間: 午前9時~午後5時(休業日: 土・日・祝・12/31~1/3)



## 施設をご利用できる方

- ◆原則本施設のご利用は「多摩ブルー・グリーン倶楽部会員」及び「たましん法人総合サービスBOB会員」、当金庫と提携した機関に限らせていただきます。下記の一覧表をご参照ください。

|                   |       | セミナーへの参加 | 相談会への参加 | ラウンジ利用 | 会議室利用 |
|-------------------|-------|----------|---------|--------|-------|
| 提携機関              |       | ○        | ○       | ○      | ○     |
| 多摩ブルー・グリーン倶楽部会員企業 |       | ○        | ○       | ○      | ○     |
| BOB               | BOB会員 | ○        | ○       | ○      | ○     |
|                   | 創業会員  | ○        | ○       | ×      | ×     |
| 上記以外の方            |       | ○        | ○       | ×      | ×     |

- ◆「たましん事業支援センター・たましん事業支援プラザの活用に関する覚書」を交わした提携機関はセミナー(会員以外の不特定多数の参加者を募るもの)や相談会(専門家による予約制・相談費用無料の相談会)などを当金庫と共催で開催できます。

## 施設のご利用

- 施設内のラウンジ「Win Lounge」、会議室「RoomA・RoomB・RoomC」を無料でご利用いただけます。
- 会議室「RoomA・RoomB・RoomC」については、原則として1カ月前から3営業日前までご予約可能です。
- 提携機関や予約方法などについてはホームページをご覧ください。
- 反社会的勢力の方のご利用はお断りします。

## Winプラザ施設のご案内(多摩センター)

ラウンジ Win Lounge (約47m<sup>2</sup>)

セミナー会場 RoomA (約68m<sup>2</sup>)

会議室 RoomB (約41m<sup>2</sup>)



### ●ラウンジ “Win Lounge”

- ・ビジネスの打合せ、集中して作業や思索をしたい時など、さまざまなビジネスシーンにご活用いただけるラウンジです。

### ●会議室 “Room A・Room B”

- ・Room A [面積: 68m<sup>2</sup> 定員: テーブル使用時 30名 椅子のみの場合 45名]
- ・Room B [面積: 41m<sup>2</sup> 定員: テーブル使用時 18名 椅子のみの場合 24名]

- ◆RoomA・RoomBをつなげて会議室一部屋として(約110m<sup>2</sup>)、最大54名(椅子のみの場合**80名**)までのセミナーを開催することもできます。120インチ電動スクリーン・液晶プロジェクターもご利用いただけます。

- ◆プラザ内は、公衆用無線Wi-Fi (docomo Wi-Fi、ソフトバンクWi-Fiスポット、フレッツスポット) をご利用いただけます。

- 同施設内にコワーキングスペースも併設しています。

**Win Plaza**

たましん  
**事業支援プラザ**

多摩センター駅  
南口徒歩2分

☎ 0120-778-265 FAX 042-526-7793 Winセンタースタッフが対応します。

URL <https://www.tamashin.jp/win-plaza/index.html>

〒206-0033 多摩市落合1-43 京王プラザホテル多摩3F

◆ご利用時間: 予約制(平日 午前9時~午後5時)につきご相談ください(休業日: 土・日・祝・12/31~1/3)



Winプラザ 多摩センター  
(多摩信用金庫 多摩センター支店)

# 施設利用規約

本規約は、多摩信用金庫(以下、「運営者」といいます。))が管理・運営する施設「たましん事業支援センター」および「たましん事業支援プラザ」(以下、「Winセンター・Winプラザ」といいます。))の利用について定めるものです。

本規約における「本施設」とは、Winセンター・Winプラザ内ラウンジ「Win Lounge」、Winセンター内会議室「RoomA・RoomB・RoomC」、Winプラザ多摩センター内会議室「RoomA・RoomB」を指します。

ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。

## 1. 利用者

本施設を利用できる者は、たましん事業支援センター・たましん事業支援プラザの活用に関する覚書(以下、「覚書」といいます。))を交わした覚書第2条1項に定めた利用可能者、たましん法人総合サービスBOB会員企業役員、多摩ブルー・グリーン倶楽部会員企業役員(以下、「利用者」といいます。))とします。

また利用者の同伴者も同様に利用できます。

ただし、同伴者の方を含め、反社会的勢力の方は、ご利用いただけません。

## 2. 利用目的

本施設は、地域経済発展の推進に資するための商談や会議および勉強会などに利用できます。また覚書を交わした提携機関はセミナー(会員以外の不特定多数の参加者を募るもの)や相談会(専門家による予約制・相談費用無料の相談会)などを開催できます。その場合は運営者との共催が条件となりますので、内容など運営者とご相談ください。

## 3. 利用申し込み(予約)

本施設の利用にあたっては、運営者ホームページ等により空き状況確認後、利用目的・利用日・利用時間等の必要事項を運営者所定のフォーム「Winラウンジ・会議室予約フォーム」に入力送信してください。必要事項にご記入ない場合または「10. 利用の制限」に該当する場合には、ご利用いただくことはできません。受付開始日は原則として施設ご利用日の1か月前から3営業日前までとなります。1時間単位でのご利用お申込みができます。ただし、Winセンターラウンジについては施設の空き状況によっては、当日の利用も可能です。なお、利用についてのご照会は随時承ります。電話でのお問合せは、Winセンター・Winプラザ多摩センターともに平日9時～17時となります。

## 4. 本施設の所在地と利用日および利用可能時間

### (1) Winセンター

東京都立川市曙町2-8-18 東京建物ファーストビル1F  
平日の9時～17時と、土・日・祝日・12月31日～1月3日を除きます。

### (2) Winプラザ多摩センター

東京都多摩市落合1-43 京王プラザホテル多摩3F  
平日の9時～17時の間で予約時間限定とし、土・日・祝日・12月31日～1月3日を除きます。

ただし、修理・点検日その他運営者が指定した日および時間は除きますので、予め運営者にご照会ください。

## 5. 申し込みの承諾

利用希望者に対するお申込みの承諾は、運営者より利用希望者に対し、「たましん事業支援センター施設ご利用のお知らせ」「たましん事業支援プラザ施設ご利用のお知らせ」の通知をもって行います。

「たましん事業支援センター施設ご利用のお知らせ」「たましん事業支援プラザ施設ご利用のお知らせ」は、運営者が「たましん事業支援センター施設利用申込書」「たましん事業支援プラザ施設利用申込書」を受領後、原則として3営業日以内に発行いたします。

「たましん事業支援センター施設ご利用のお知らせ」「たましん事業支援プラザ施設ご利用のお知らせ」は、利用希望者の連絡先に電子メールにて発送いたします。

「たましん事業支援センター施設ご利用のお知らせ」「たましん事業支援プラザ施設ご利用のお知らせ」は、本施設の利用が終了するまで保管してください。

また、予約後のキャンセルについては、速やかに運営者までご連絡ください。

## 6. 予約状況の確認について

当施設の予約状況については、運営者ホームページにて前日までの状況が確認することができ、また、ホームページにて空き状況表示の場合でも利用申し込みの段階で予約が入る可能性がありますのでご了承ください。

## 7. 利用料

利用料は、無料です。

## 8. 利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止

利用者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかんを問わず当該権利を第三者に譲渡・転貸したり、当該権利に担保を設定する等一切の処分行為をすることはできません。利用者は、運営者の文書による承諾を得ずに本施設を賃貸、使用貸借、その他名目のいかんを問わず第三者に利用させることはできません。

## 9. 利用者の責務

利用者は、次の事項を遵守してください。

- ①利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって本施設および什器備品を利用してください。
- ②利用者は、運営者の定める利用規約および関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の使用人、作業員等関係者、入室者等に対しても遵守させていただきます。
- ③利用者は、運営者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する秩序維持、入室者の整理・案内誘導、作業員等関係者の管理・調整、盗難・事故防止等を行ってください。
- ④多数の入室が予測されるような会議等運営者が警備および誘導体制が必要と判断したときは、利用者は事前に運営者と協議のうえ、運営者の指示に従ってください。
- ⑤不測の災害や事故等に備え、本施設のご利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、利用者の使用人、作業員等関係者、入室者等に対して事前に説明しておいてください。
- ⑥利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険、傷害保険などに加入してください。
- ⑦利用者は、利用規約に定める本施設の管理運営上危険な行為その他本施設の他の利用者、入室者等に迷惑を与える行為は行わないでください。
- ⑧利用者は施設内での食事などはお控えください。ただし、懇親会の開催などの場合には別途運営者側にご相談ください。その他本施設のご利用に関しては、運営者の担当者にご相談のうえ、その指示に従ってください。
- ⑨公衆用無線Wi-Fi(au Wi SPOT, docomo Wi-Fi, ソフトバンクWi-Fiスポット、フレッツスポット)をご利用される場合、パソコン等の不具合、データの消去・漏えい等に対するセキュリティ対策を利用者の責任により行ってください。なお、公衆用無線Wi-Fiご利用に当たっては、通信会社とご契約が必要となります。

## 10. 利用の制限

次の各号に該当する場合は、ご利用の申し込みをお断りいたします。

- ①本施設の設置目的を逸脱または本施設の品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- ②本施設にかかる法令の規定に反するとき。
- ③公の秩序または善良なる風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- ④集団的にまたは常習的に暴力等不法行為を行うおそれがある組織の利用と認められるとき。
- ⑤本施設の他の利用者に不都合または支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- ⑥本施設または設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ⑦本施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- ⑧法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失ったとき。
- ⑨地域経済の発展などの目的に反していると認められるとき。
- ⑩その他運営者が不相当であると認めたとき。

## 11. 予約の解除、利用の中止・解除等

次の各号に該当する場合には、予約済、または本施設の利用中であっても、予約の解除・利用の中止・利用の解除等をさせていただきます。

- ①なお、その結果、利用者に損害が生じる場合であっても、運営者は一切の責任を負いません。
- ①前記「9. 利用者の責務」の各号の一に違反すると認められたとき。
- ②前記「10. 利用の制限」の各号の一に該当すると認められたとき。
- ③「たましん事業支援センター施設利用申込書」「たましん事業支援プラザ施設利用申込書」に虚偽の記載があったとき、または利用目的・利用内容等が運営者の承諾した目的・内容等と異なっていることが認められたとき。
- ④「たましん事業支援センター施設ご利用のお知らせ」「たましん事業支援プラザ施設ご利用のお知らせ」に基づき利用を承諾された施設以外の場所で作業や会議等を行ったとき。
- ⑤本施設の利用等に関する法令に定める関係官公庁への届出を怠ったり、その指示に従わないとき。
- ⑥本施設の利用に際しては、関係官公庁への届出を怠ったり、その指示に従わないとき。
- ⑦天災地変その他の不可抗力によって本施設の利用ができなくなったとき。
- ⑧本施設の管理・運営上、利用が不相当となるやむを得ない事由が生じたとき。
- ⑨過去に利用規約に反する行為があったとき。
- ⑩その他本規約に定める事項に違反したとき。

## 12. 物品の搬出入上の注意

利用者が本施設に物品を搬入する場合は、運営者と事前に内容を相談のうえ、その指示に従って実施してください。物品の搬出入時等の利用施設、備品および付帯設備等を汚損・破損するおそれのある場合は、運営者の指示に従い利用者の責任と費用負担で必ず床面・壁面を養生してください。

## 13. 立ち入り

運営者または運営者の指定する者は、利用者が本施設を利用中であっても本施設に立ち入り、本施設を点検し、必要であれば、適宜の処置を講じることができます。

## 14. 原状回復等

利用者は、予約した利用時間を厳守し、当該利用時間内に利用施設、備品および付帯設備等を運営者が定める原状に回復して運営者または運営者の指定する者の点検を受けて本施設から退室していただきます。当該利用時間を超過しても本施設から退室されない場合は、今後について、ご利用お申込みをお受け出来なくなることもあります。前号の規約は、利用者が施設利用中に、前記「11. 予約の解除、利用の中止・解除等」に定める事由により運営者より利用の中止・利用の解除等を受けた場合も適用されます。

## 15. 損害賠償

利用者または利用者の作業員等関係者、入室者等が本施設およびその設備・備品その他関連施設を毀損・汚損、紛失等したり、他の施設もしくは本施設の他の利用者、入室者等に損害を与えた場合その他本施設の管理運営等に支障をきたす事態が発生させた場合、利用者はただちに運営者に連絡してください。

この場合、利用者は、運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。その他、運営者の定める利用規約および施設利用に関する運営者との協議事項に違反した結果、運営者または他の施設もしくは本施設の他の利用者、入室者等に損害を与えた場合、利用者は、運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

## 16. 免責

- ①前記「11. 予約の解除、利用の中止・解除等」に定める事由により、予約の解除・利用の中止・利用の解除等をした場合、利用者がこれにより損害を受けても運営者はその損害を賠償する責を負いません。
- ②不測の事故、天災地変および官公署の命令・指導などにより、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責を負いません。
- ③運営者は、運営者の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害については、その責を負いません。
- ④本施設の機材・設備等の故障等により利用者の所期の目的が達成されない場合、運営者は損失補償をいたしません。
- ⑤公衆用無線Wi-Fi※(au Wi SPOT, docomo Wi-Fi, ソフトバンクWi-Fiスポット、フレッツスポット)をご利用される場合、パソコン等の不具合、データの消去・漏えい等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責を負いません。

## 17. 駐車場について

本施設内の駐車場はご利用できません。他の公営・私営駐車場をご利用ください。

## 18. 関係官公庁等への届出

本施設の利用に際して必要な法令に定められた関係官公庁への届出および許可申請等や関係機関への届出等は、利用者の責任と負担で行ってください。

## 19. 利用規約の変更

当利用規約は運営者の判断をもって、随時内容を改正してまいります。改正後の利用規約においては運営者ホームページ上にて公開します。

## 20. 準拠法等

当利用規約については日本法を準拠法とし、本施設の利用に関する訴訟等については、東京地方裁判所立川支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2017年5月22日改正